4・3 イラン産原油の輸送に係る諸問題

イランの核開発問題に対する経済制裁により、イラン産原油輸送に対する欧米保険者による保険引き受けが禁止されるなか、わが国ではイラン産原油輸送を継続するため、2012年に「特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法(特措法)」を制定、政府が保険者に代わり補償を提供するスキームを実施している。同スキームを利用するにあたり、輸送に携わる船社は交付金交付契約を政府と締結している。

政府スキームにおける補償上限額等は、国際的な水準である IG の再保険スキーム上限額を勘案して政省令で規定されており、政府は例年の IG 再保険スキームの更改による変動を踏まえ、相当の額を反映した予算を編成している。2019 年度における補償限度額については同年3月15日、施行に必要となる事項を定めた特措法施行令を改正する政令が閣議決定され、3月20日に公布、4月1日に施行された(【資料4-3-1】参照)。

一方、米国は2018年5月にイランと関係国の間で合意された核問題に関する包括的共同作業計画(JCPOA)からの一方的離脱を表明した。そのため、JCPOA 合意後に解除されていたイラン産原油輸入禁止を含む米国二次制裁が同年8月7日および11月5日に順次再開されたが、日本を含む8カ国・地域は180日間に限りイラン産原油輸入に関する制裁の適用除外が認められた。このため、わが国政府は米国およびイランに対して輸送再開に向け関連する取引の扱いの確認作業や当協会会員船社をはじめとした関係業界とも議論を重ねた結果、2019年はじめに懸念事項が解消されたことを受け原油輸送が再開された。また輸送再開後もわが国政府は米国政府とイラン制裁に関して協議を継続している。